



広報

FUKAURA

ふかうら

No.363

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

深浦診療所からお願い

次の場合は事前に電話で確認してから、診療所に来てください。（送迎バスを利用する時も同様にお電話ください。）

- （１）熱やかぜの症状がある場合
- （２）自宅に、東京・埼玉・神奈川・千葉・仙台等の県外から家族や親せきが帰省してきている場合（帰省から14日間が過ぎているか確認します。）

※分からないことがあれば、深浦診療所へご連絡ください。

□問合せ先 深浦診療所 TEL 82-0337

診療所送迎バス一部休止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため、次のバス運行を5月18日（月）から、当分の間お休みします。

地区名	運行日
深浦地区	午前 月・火・水曜日 お手数ですが、午後のバスをご利用ください(月～金曜日運行)。
東野地区	水曜日

□問合せ先 深浦診療所 TEL 82-0337

令和2年度深浦町防災訓練を秋に延期します

昭和58年5月26日に起きた日本海中部地震を契機として、例年春に実施している「深浦町防災訓練」を、今般の新型コロナウイルス感染症予防対策のため、秋（11月上旬）に延期することとしました。

なお、実施の最終判断は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見て改めて行います。町民の皆様、関係各位におかれましては、どうかご理解の程よろしくお願ひします。

地震に限らず、災害はいつ発生してもおかしくありません。引き続き、皆様の防災への物心の備えをお願いします。

□問合せ先 総務課 消防防災係 TEL 74-2111（内線222・223）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 飲食業者等を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、町内の飲食業者等を緊急的に支援するため、次のとおり事業維持支援金を交付します。

下記に該当する方は、期限までに申請ください。



◆事業維持支援金の内容

（１）対象となる要件

- ・深浦町内で事業を営む個人又は法人であること。
- ・令和２年３月及び４月に、営業実績があること。

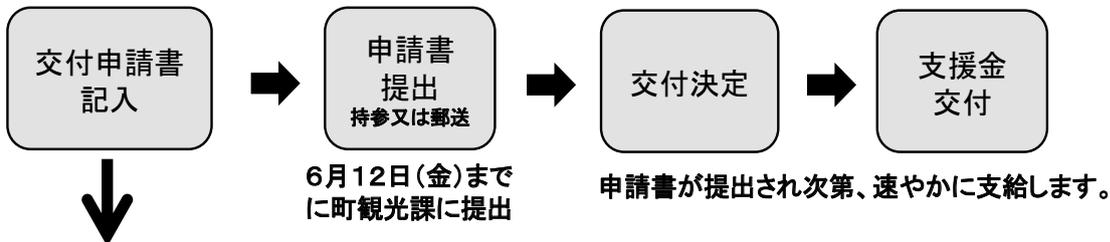
（２）対象となる方及び支援金額

対象となる方	支援対象となる月	支援金額	上限額
飲食業者	令和２年 ３月及び４月	各月10万円	20万円
宿泊業者		各月10万円	20万円
食品加工業者 (法人又は従業員２人以上を雇用する個人事業主)		各月10万円	20万円
産直施設の自主休業で影響を受けた個人事業主		一律	3万円
産直施設の自主休業で影響を受けた小売事業者		各月10万円	20万円
町の協力依頼により休業した事業者		各月10万円	20万円

（３）申請方法

令和２年６月１２日（金）までに、深浦町観光課まで申請書を提出してください。

【支援金支給までの流れ】



※交付申請書は、深浦町ホームページでダウンロードするか、
深浦町観光課、岩崎支所、大戸瀬支所窓口でお受取りください。

【問合せ先】深浦町観光課 電話74-4412(直通)

青森県内中小企業者への協力金

●法人 30万円

●個人事業主 20万円

区分	要件等
1 対象となる方	①休業要請等の期間全日にわたり、休業要請及び協力依頼に御協力いただいた県内中小企業者（法人・個人事業主） ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと ②4月28日以前に開業しており、営業の実態があること
2 特記事項	①食事提供施設については、「休業」または「夜8時から翌朝5時の間の営業を自粛するとともに夜7時以降の酒類の提供を自粛」することにより、「三つの密」を避けるに協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。（宅配・テイクアウトサービスを除く） ②ホテル・旅館については、「宿泊部門の休業」により、往来抑制・外出自粛の取組に協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。
3 休業要請等の期間等（参考）	①期間 令和2年4月29日（水）～5月6日（水） ②地域 青森県全域

□問合せ先

青森県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事前相談窓口

TEL 017-734-9158

（受付時間午前9時～午後5時土日祝日含む）

※後日、コールセンターを開設する予定です。

～追加情報～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の事業者を支援するため、事業者が金融機関から融資を受ける際の下記「信用保証料」を国・県と町が連携し全額補助するとともに、金融機関から融資を受ける際の利子についても、条件付きで国・県が全額補給します。

また、事業者が金融機関等に融資を申込み際に、「新型コロナウイルス感染症が原因で売上が減となった事業者である」ことの町の証明を添付すると、融資を受けやすくなるなどのメリットがありますので、問合せや相談については、役場観光課までご連絡くださるようお願いいたします。（申請（証明）書は、役場観光課で準備しています）

保証料補助対象者：セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号または危機関連保証のいずれかの保証制度を受けているもの

支援制度名等	補助対象条件等
【支援制度名】 青森県経営安定化サポート 資金特別保証融資制度 「災害枠」	【取扱期間】 令和2年4月1日～令和3年3月31日までに融資実行した分 【融資期間】 運転資金・設備資金ともに10年以内 【保証料補助率】 県100% 【利子補給】 なし

保証料補助対象者：セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号または危機関連保証のいずれかの保証制度を受けているもの

支援制度名等	補助対象条件等
【支援制度名】 新型コロナウイルス感染症 中小企業経営再建枠 「国スキーム」	【取扱期間】 令和2年5月1日～令和3年1月31日までに融資実行した分 【融資期間】 運転資金・設備資金ともに10年以内 【保証料補助率】 (ア) 売上高▲5%以上の個人事業主 (セーフティネット保証5号対象者) 国 100%補助 (イ) 売上高▲5%～15%未満の小・中規模事業者 国 50%補助 (ウ) 売上高▲15%以上の小・中規模事業者 (危機関連保証対象者) 国 100%補助 【利子補給】 上記(ア)に該当するもの 国 100%補給(当初3年間) 上記(ウ)に該当するもの 国 100%補給(当初3年間) ※上記(イ)に該当する者は、新型コロナウイルス感染症中小企業経営安定枠「県補助用」で県が100%補給します。

保証料補助対象者：セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号または危機関連保証のいずれかの保証制度を受けているもの

支援制度名等	補助対象条件等
【支援制度名】 新型コロナウイルス感染症 中小企業経営安定枠 「県補助用」	【取扱期間】 令和2年5月1日～令和3年1月31日までに融資 実行した分 【融資期間】 運転資金・設備資金ともに10年以内 【保証料補助率】 売上高▲5%～15%未満の小・中規模事業者 県 100%補助（当初3年間） 【利子補給】 県 100%補給（当初3年間）

【留意事項】

- (1) 紹介した3つの支援制度の融資限度額は3,000万円となります。
- (2) 国の方針により、補助対象条件や申請期限等が変更となる場合があります。
- (3) 申請（証明）書の有効期間は令和2年8月31日です。有効期間内に金融機関へ届出
 くださるようお願いいたします。
- (4) ご利用には、別途、金融機関・信用保証協会による審査があります。そのため、町か
 ら証明を受けた場合でも、融資を確実に受けれるということではありません。
- (5) 町が事業者へ融資する制度ではありませんのでご注意ください。

□問合せ先 観光課 TEL 74-4412

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う集団健（検）診の中止について

6月～7月に予定していた集団健（検）診（特定健診及びがん検診（肺・胃・大腸））は、
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を避けるために中止することになりました。受診を予
 定していた皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解の程、お願い申し上げます。

【集団健（検）診中止に伴う対応について】

■特定健診

個別健診（医療機関で受ける健診）として実施することを検討しています。

※社保等被扶養者は、町が実施する個別健診を受けることができません。特定健診を受け
 たい場合は、各医療保険者に問合せください。（社保等：協会けんぽ、健康保険組合、共
 済組合、国保組合など）

■肺がん検診・大腸がん検診

冬期間に集団形式で実施することを検討しています。

■胃がん検診

国のがん検診に関する指針（受診間隔2年に1回）に合わせて、今年度は実施しません。

上記健（検）診の実施については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等をみて判断し
 ます。詳細が決まり次第、広報ふかうら（お知らせ版）等でお知らせします。

※気になる症状のある方は、健（検）診を待たずに早めに医療機関を受診（保険診療での受診）
 することをおすすめします。

□問合せ先 健康推進課 健康増進係 TEL 82-0288
 福祉課 国民健康保険係 TEL 74-2117

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

■令和2・3年度の保険料について

令和2・3年度の保険料算定のもととなる新しい保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直しをしていますが、医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い引き上げられることとなりました。被保険者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

	平成30・令和元年度	令和2・3年度
均等割額 [被保険者全員が納める額]	40,514円	44,400円
所得割額 [所得に応じて納める額]	7.41%	8.30%
賦課限度額	62万円	64万円

○保険料の計算式

均等割額	+	所得割額	=	年間保険料 (100円未満は切り捨て)
------	---	------	---	------------------------

基礎控除後の所得（※1）×8.30%

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額です。

■令和2年度保険料の軽減措置について

(1) 所得が低い方の軽減

・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられますが、次のとおり変わりました。

令和元年度		令和2年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	8.5割	33万円以下	7.75割
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	8割	33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	7割
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	5割	33万円+(28.5万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割	33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。
- ・所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、より高い均等割の軽減（7.75割軽減、7割軽減）が受けられます。

その他ご不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合（TEL017-721-3821）まで問合せください。

■事故にあったとき（第三者行為による傷病届等について）

交通事故や、第三者(自分以外)の行為によるケガ・食中毒の場合など、被保険者証を使って治療を受けたときは、お住まいの市町村へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

詳細については、役場福祉課または青森県後期高齢者医療広域連合まで問合せください。

□問合せ先 福祉課 国民健康保険係 TEL 74-2117

軽自動車税の減免申請は5月25日（月）まで

身体等に障がいのある方のために軽自動車等を使用する場合、申請によって軽自動車税が減免されます。5月25日（月）までに役場税務課、大戸瀬支所または岩崎支所に申請してください。

■対象となる障がいの等級

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳…障がい名によって対象となる等級が異なります。詳しくは問合せください。
- 療育（愛護）手帳「A」または精神障害者保健福祉手帳の等級「1級」の方。

■申請に必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害保健福祉手帳
- 運転する方の運転免許証
- 軽自動車納税通知書
- 認印

※生計を一にする方、または常時介護者が専ら障がいのある方のために軽自動車等を使用する場合も対象となります。

※申請は障がいのある方1人につき1台です。自動車税（県税）の減免申請をするかたは該当となりません。

※車いす昇降装置などを装着した特別の仕様の軽自動車で、専ら障がいのある方のために使用する場合も対象となります。

□問合せ先 税務課 税務係 TEL 74-2114（直通）

認知症のため道に迷ったり、家へ帰れないなどの心配はありませんか？

行方不明になる認知症の方は、はじめから目的もなく歩き回っているわけではありません。その方なりの目的や理由があります。

しかし、歩いているうちに目的を忘れたり、方向が分からなくなり、道に迷ってしまうことがあります。

町ではそのような方の早期保護と介護者の負担軽減のため、事前登録事業や見守り用GPS端末機の利用料金の助成事業を行っています。

◎行方不明などの心配がある方は「事前登録」を！

事前登録をしていただいた方が行方不明となった時、迅速に行方不明情報を発信し、捜索の輪を広げます。

◆対象者

深浦町に住所を有する65歳以上で認知症による行方不明が心配される方です。

（65歳未満でも認知症による行方不明の心配がある方もご利用できますので、ご相談ください。）

◆申請

ご家族が「認知症高齢者等事前登録申請書」を地域包括支援センターにご提出ください。

登録は無料です。

登録の際は6か月以内に撮影した写真を地域包括支援センターにご持参ください。

◆情報について

事前登録情報は地域包括支援センターと、鯨ヶ沢警察署、深浦消防署で共有します。

※登録情報は本事業に関わるもののみを使用し、適切な取り扱いが行われるよう十分配慮します。

◎認知症高齢者見守り用GPS端末機の利用料金の助成

認知症による行方不明者の早期保護と介護者の負担軽減のため、GPSを用いた位置情報システムを利用したサービス機能の提供を受けるための初期料金を助成します。

◆利用者

認知症などによる行方不明のおそれがある高齢者を介護しているご家族です。

◆助成について

町で指定する事業者と契約し初期料金を支払った後、助成申請していただきます。

助成額は初期登録料（6,490円）と6か月目までの基本利用料（4,224円）合計10,714円です。

7か月目以降の基本利用料（月々704円）は利用者負担となります。

◆利用方法

登録高齢者がGPS端末を携帯することで、パソコンやスマートフォンからインターネットで登録高齢者の居場所をいつでも検索することができます。

※詳しくは問合せください。

□申込・問合せ先

地域包括支援センター
Tel 74-4421

メールアドレスの訂正について

広報ふかうらお知らせ版（4月10日発行号）に記載されたメールアドレスが誤っていたため、訂正します。

◆7ページ「子宮頸がん・乳がん個別検査を集団健診に先駆けてスタートします」

【誤】

Fukaura_heal th01@town.fukaura.jp

【正】

Fukaura_heal th01@town.fukaura.jp

□問合せ先

健康推進課
Tel 82-0288



ミマモル×GPS

**令和2年度手話奉仕員
養成講座の日程変更について**

令和2年度の手話奉仕員養成講座の日程について、コロナウイルス感染症対策のため、次のとおり変更になりましたのでお知らせします。なお、現在も申込みを受け付けしておりますので、受講を希望される方は申込みすることができます。

◎入門課程（初心者向け）

◆日時

6月16日～12月1日間の
毎週火曜日 19時～20時30分

◆場所

つがる市生涯学習交流センター
「松の館」

◆対象

聴覚障害者との交流を希望し、
手話を学びたい方

◆内容

手話実技・講義・交流

◆受講料

無料

※テキスト代3,000円（税別）
は受講者の実費負担となります。

◎基礎課程

◆日時

6月5日～12月18日間の
毎週金曜日 19時～20時30分

◆場所

五所川原市中央公民館

◆対象

入門課程修了者または手話検
定4級以上の方

◆内容

手話実技・講義・交流

◆受講料

無料

※テキスト代3,000円（税別）
は受講者の実費負担となります。

□問合せ先

福祉課 福祉ふれあい係
TEL 74-2117

**自動車税種別割のグリーン
化制度について**

自動車環境対策の観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車についてはその排出ガス及び燃費性能に応じて税率を軽減（軽課）し、初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重く（重課）する制度が実施されています。

なお、令和3年度及び令和4年度に初回新規登録する家用の乗用車について、グリーン化特例（軽課）の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

詳しくは、県ホームページ「県税・市町村税インフォメーション」（<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>）をご覧ください。

□問合せ先

西北地域県民局県税部
納税管理課
TEL 0173-34-3141

**「みちのく・ふるさと貢
献基金」助成事業募集の
お知らせ**

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では、新興企業並びに事業拡大を目指し新規事業参入や開発・研究を行う県内の個人、NPO法人及び企業等に対し、必要な費用を助成しています。

◆応募期間

7月1日（水）～9月30日（水）

◆応募方法

ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入して財団事務局へ送付してください。

◆助成金

必要経費の2分の1以内で、300万円を限度とする

□問合せ先

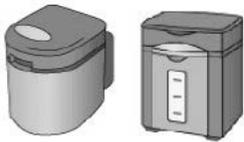
公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局（星野・川村）
TEL 017-774-1179
URL
<http://www.michinoku-furusato.or.jp>

「ごみ処理機」の購入を補助します

家庭から出る燃えるごみのうち、約半分が「生ごみ」です。さらに、生ごみの重さの約8割が水分です。この生ごみの水分は水切りや生ごみ処理機器を活用することで、大幅に減量することができます。

家庭の負担が軽減されるだけでなく、排出されたごみを焼却する際のエネルギーが抑えられ、地球温暖化の抑制にもつながりますので、新しい補助制度を利用して、生ごみ処理機器の購入をご検討ください。

■生ごみ処理機器について

種 類	特 徴	価格の目安
電動式生ごみ処理機 	「乾燥式」と「バイオ式」があります。 ・乾燥式は生ごみを短時間で加熱乾燥して減量化するもの。 ・バイオ式は、微生物に適した温度を保ち、自動でかくはんを行なって、たい肥化を促進するもの。	4万円から 10万円程度
生ごみ処理容器 （コンポスター） 	土の上に設置して、微生物の働きにより生ごみを発酵・分解し減量化するもの。 時間をかけて、たい肥化します。	2千円から 1万円程度

■補助制度は次のとおりです。

補助する機器	処理機器の選択	補助額	補助金の支給方法
① 電動式生ごみ処理機	自由です。 ※家庭にあったものを検討してください。	購入価格の1/3以内 ※上限30,000円	一旦、各自が全額負担。後日、領収書を確認した上で、補助額を指定口座に振込みます。
② 生ごみ処理容器（コンポスター）		購入価格の1/2以内	

■申込方法と補助金交付のながれ

- ①購入を希望する商品の金額のわかるもの及び購入予定店を控えたうえで町民課に申請（印鑑必要）してください。（用紙は町民課にあります）※必ず購入する前に、申請してください。
- ②審査のうえ、「支給決定通知書」を発行しますので、「支給決定通知書」を受け取ったのちに、商品を購入してください。（購入の際は、全額負担してください）
- ③領収書等を町民課に提出。
- ④補助金を申請者が指定した口座に振込みします。

■購入数量等

1世帯1基までとします。交付を受けた世帯は、5年間申請できません。

□問合せ先

町民課 町民生活係 TEL 74-2115